

生物多様性民間参画ガイドライン ～事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために～ (要約案)

1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、幅広い分野の事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に初めて自主的に取り組もうとする際の参考書として作成しました。

2. 「事業者」とは?

ここでは、企業、組合、その他の法人事業者及び個人事業者等の民間事業者を指します。

3. なぜ、事業者は生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むのか?

近年、「生物多様性の保全と持続可能な利用の確保」に積極的に取り組む企業等の民間事業者が増えてきました。

「生物多様性」とは、人間も含めた様々な種類の生物が繋がりをを持って存在している状態のことで、私たちの豊かで安全な暮らしは、酸素、水、食料、繊維、木材、燃料、医薬品、安定した気候、自然災害防止、心を癒す景観、自然のしぐみに着想した新技術、等々多様な生物資源がもたらす様々な恵みなしには成り立ちません。

一方で、近年、日本の国土面積の 5 分の 1 にも相当する森林が、毎年世界から失われており、また、ここ数百年の人間活動の影響で、生物種の絶滅速度は、それまでの 1,000 倍に加速したといわれるなど、生物多様性を取り巻く状況は極めて深刻です。

生物資源は、上手に使いさえすればいつまでも再生しながら使い続けられる資源です。これがもたらす恵みを今後も享受し続けるためには、生物多様性の損失を防ぐ「自然共生社会」の実現に向けて、国、自治体、事業者、民間団体、そして国民一人一人が、それぞれの立場で、連携を取りつつ、早急に行動を起こす必要があります。

事業者は、製品やサービスを通じて、多様な生物資源がもたらす恵みを広く社会に供給する重要な役割を担っています。直接生物資源を扱わない事業者であっても、その事業活動の多くは、間接的に生物多様性の恩恵を受け、或いは生物多様性に影響を与えています。事業者が、消費者を含めた多様な主体と連携しながら、生物多様性の保全と持続可能な利用の確保に取り組むことは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要なことなのです。

2006年ブラジルで開催された第8回生物多様性条約締約国会議(COP8)では、初めて民間事業者の参画の重要性に関する決議が採択されました。決議では、生物多様性に関する民間事業者の参画の遅れを指摘しつつ、

- ①生物多様性に大きな影響力を持つ民間事業者が模範的な実践を採択・促進していくことは、生物多様性の損失防止に相当な貢献ができること、
- ②政治及び世論に対する影響力が大きい民間事業者は、生物多様性の保全と持続可能な利用を広める鍵となること、
- ③生物多様性に関する知識・技術の蓄積及びより全般的なマネージメント・研究開発・コミュニケーションの能力が民間事業者にはあり、生物多様性の保全と持続可能な利用の実践面での活躍が期待できること

等民間事業者が果たし得る貢献への期待が述べられました。

2007年、2008年のG8環境大臣会合でも、生物多様性は重要な議題となり、産業界を巻き込む政策の強化、生物多様性の損失に伴う経済的影響を検討する必要性などが示されました。

2008年ドイツで開催された第9回締約国会議や、2010年名古屋で開催される第10回締約国会議でも、生物多様性への民間事業者の参画は、重要な議題となっています。

●どのようなことに取り組んだらよいのか？

(1) 自らの事業と生物多様性との関係を把握

取り組むべきことを明らかにするために、まずは、自らの事業が、直接的・間接的に、①どのような生物多様性の恵みに依存して成り立っているか、また、②生物多様性にどのような影響を与えているか、を把握するとよいでしょう。

(2) 必要な取組の検討と実施

自らの事業と生物多様性との関係を把握した上で、①生物多様性の恵みを継

続的に享受し将来にわたって事業を継続するために、また、②生物多様性に与えている影響を軽減するために、どのような取組が必要か検討し、優先度を付けて、可能なものから順次実行するとよいでしょう。

(3) 取組を推進・継続するための体制整備

取組を推進・継続するための体制を、必要に応じて整備するとよいでしょう。

(4) サプライヤーと協力する等取組範囲の順次拡大の検討

可能であれば、サプライヤー等と協力した取組を行うなど、取組範囲の拡大も順次検討するとよいでしょう。

●取り組む際のアプローチ

(1) 生物多様性に及ぼす影響の回避或いは最小化

(2) 予防的・順応的取組の採用

生物多様性の維持機構は、まだ解明されていない点も多く、一度損なわれると回復が困難です。

事業の実施に当たって、生物多様性への影響の有無が不明である場合は、極力安全側に立って、予防的な対策を講じる姿勢が重要です(予防的取組)。

また、事業実施中は、モニタリング結果に応じて、随時当初の計画を見直す姿勢も重要です(順応的取組)。

(3) 長期的観点の保持

短期的ではなく、長期的に見た場合に享受できる生物多様性の恵みが最大となるように取り組むことが重要です。

●取り組む際の視点

新たな取組を検討する際には、次のような視点を持つと良いでしょう。

- ・ 生物多様性は、特定の地域に密着した価値であるため、現場の状況をよく把握する。
- ・ 広域的、或いは地球規模の視野を持つ。

- ・国、自治体、NGO/NPO、研究者、地域住民等多様な関係主体と連携し、幅広い知見や手段を得る。
- ・地域社会の伝統文化に配慮する。
- ・地球温暖化対策等他の環境対策との連携を図る。
- ・サプライチェーンにおける生物多様性への配慮に留意する。
- ・具体的な事業活動の開始前に、生物多様性への影響を検討する。
- ・各々の事業者の特性や規模等に応じた取組を行う。

●本ガイドラインの構成

第Ⅰ編 生物多様性に関する基礎知識と国内外の動向

第Ⅱ編 生物多様性の保全と持続可能な利用へ向けた取組の基本的な考え方

参考 具体的な取組手法の例と実際の取組事例等

●本ガイドライン作成の過程

本ガイドラインは、学識経験者、事業者の関係者、NGO関係者等からなる検討会での議論その他の意見交換、パブリック・コメントを経て作成しました。